

平成18年度次世代育成支援行動計画実績について							
	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付することで、母親、父親としての意識の啓発を図る。又、この機会に保健相談を行うことにより妊娠・出産に対する不安の軽減を図る。 (実施方針) 妊娠前期に効果的な保健指導を行い、妊娠・出産に安心して望めるようにサポートする。 (対象) 届出た妊婦・夫・家族	妊娠20週以降の交付数減少 出産後交付0件	健康増進センター	交付総数:494件 妊娠20週以降の交付数:13件 出産後交付数:2件	妊娠20週以降の母子健康手帳交付数は昨年度より減少したが、出産後の交付数は昨年同様であった。 情報提供や保健指導などを、今後も継続実施していく。	継続実施
2	妊婦委託健康診査	妊婦の疾病予防・早期発見のために、妊娠前期と後期の2回、医療機関に委託して実施している。 (実施方針) 医療機関との連携を強化する。 (対象) 妊婦	受診率95%以上	健康増進センター	受診率 前期・95.6%(対象者:472名, 受診者:451名) 後期・87.1%(対象者:488名, 受診者:425名)	昨年度より、前期後期ともに、受診の減少がみられた。特に後期の受診率が低い。 母子手帳交付時の説明を、今後も継続して行っていく必要がある。	継続実施
3	超音波検査	35歳以上の妊婦について、超音波による検査を行う。 (対象) 35歳以上の妊婦	継続	健康増進センター	46名(74.2%)に実施 対象者 62名	安全な出産をサポートするために今後もこの状態の継続維持が必要である。	継続実施
4	B型肝炎母子感染防止事業	B型肝炎ウイルスの母子感染を起こすおそれがある妊婦を発見し、その妊婦から出生した子に対し適切な予防措置を講ずる。 (対象) 妊婦	継続	健康増進センター	451名(95.6%)実施 対象者 472名	安全な出産をサポートするために今後もこの状態の継続維持が必要である。	継続実施
5	妊婦訪問指導	健診での有所見者や、その他必要・要請に応じて妊婦の自宅を個別に保健師・助産師が訪問する。 (実施方針) 有所見者が増加していることから、予防のための生活指導を強化していく。 (対象) 訪問が必要な妊婦	継続	健康増進センター	若年初妊婦:2人 高年初産婦:8人 出産後の母子健康手帳交付者:1人 双子妊婦:1人 その他訪問が必要な妊婦:4人	リスク誘因の高い妊婦や出産後、専門的支援が必要な産婦に早期から、かかわること、効果的な子育てのサポートが行えた。 子育てアドバイザー 5名	継続実施
6	新生児訪問指導	親の育児不安が強い新生児期に、助産師が訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の確認、保健指導を行う。 (実施方針) 安心して育児できるように支援していく。 (対象) 訪問希望者	継続	健康増進センター	訪問指導回数:50回	母親より、「訪問してもらって良かった」などの意見がきかれることなどから、母親への育児支援につながっている。 新生児訪問のPRや、利用しやすい工夫など今後、利用率を上げていくことが、課題である。	継続実施
7	育児セミナー	父親・母親(現在妊娠中)になる方のために、育児に関する夫婦参加のセミナーを開催している。 (実施方針) 若年・高齢初妊婦と夫の参加を呼びかけていく。 (対象) 妊婦と夫	継続	健康増進センター	6回実施 参加夫婦41組	参加者からの声は満足度も高く、評価も良いが受講者数が少ない状況である。 広報や、母子手帳交付時の紹介など、PR方法を考慮し、受講者の増加を目指す。	継続実施
8	子育て情報の総合的な提供	母子健康手帳交付時のパンフレット配布、市のHP、子育て支援情報誌の作成と発行、広報などを利用して、母子保健サービス、子育て支援サービス情報を提供する。 (実施方針) 必要な情報を随時入手・提供できるよう努める。 (対象) 妊婦および保護者全員	内容の充実	健康増進センター	母子健康手帳交付時に、パンフレット・子育て支援情報誌550部配布、ホームページ更新、広報掲載を継続実施。	転入者を把握した時点にも子育て支援情報誌を配布し、助かっているとの声あり。保護者のニーズを把握しつつ、最新の情報を提供できるよう努める。また他課との連絡調整がより必要と思われる。	継続実施
				社会福祉課	社会福祉課の窓口及各保育園、幼稚園及び各種施策のパンフレットを配置した。子育て支援センターのホームページを開設し、情報の提供を実施した。 ぽぽ通信により情報を提供した。	パンフレットを配置したことにより各施設及び事業を普及することができた。 ホームページによる情報の提供を実施したことにより、来庁せずに自宅にいながら情報を得ることが可能となった。 関係する人全てに情報が届くように工夫する。	

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
9	母子保健健康教室	子育て意識の啓発を図るとともに、育児不安を軽減し、保護者が自信を持って自分らしく子育てできるよう支援する。 (実施方針) 教室参加者を増やしていく。 (対象) 乳幼児とその保護者	継続	健康増進センター	1回実施 48人参加 子どもの心をゆたかに育むためにと題し、市民情報センターにおいて、乳幼児を持つ保護者を対象に実施。	乳幼児の保護者の理解を促し、また参加しやすいよう、講師や会場、保育付など配慮した。保護者が自信を持ち自分らしく、子どもの成長を理解し、個性に合わせた関わり方ができるよう支援を心がけた。単発での実施でなく、子育て教室のひとつコマとして実施してゆくよう検討中。	継続実施
10	育児学級「すくすくっ子」教室	保護者の育児不安の軽減及び保護者同士の交流の場とする。 (実施方針) 育児不安の軽減や仲間づくりの場としての支援を行う。 (対象) 生後1カ月～生後5カ月未満	2回1コースを年3回	健康増進センター	4回実施 親子59組参加	参加者同士の交流のきっかけ作りや、育児不安の軽減など、育児支援につながっている。開催回数増加など、検討していく課題があり改善の必要がある。	継続実施
11	ブックスタート事業	絵本に秘められた豊かな言葉を活用し、乳児期から優しく言葉をかけ、絵本を見ながら親子が触れ合う環境を整える事により、赤ちゃんの限らない可能性をのばすことを目的とする。 (実施方針) 健診時にボランティアによる絵本の読み聞かせを実施するとともに、絵本をとおして親子のきずなの強化を図る。 (対象) 市内在住の乳幼児	継続	図書館	毎月のブックスタートに参加し、ゆうき図書館の利用案内や子ども向けの絵本案内の配布を行った。	参加者に対して図書館の利用及び絵本の案内を行うことで、ブックスタートの目的の周知とそのための図書館の活用をPRできた。	継続実施
				社会福祉課	生後3ヶ月のBCG予防接種に合わせて実施 月1回 延べ年12回 対象者 411人 絵本2冊・イラストアドバイス集・図書館の案内を布バッグに入れプレゼントをした。	ボランティアの協力により読み聞かせを実施することにより、絵本を解して、乳児と接することで健やかな成長を育むことができた。	継続実施
12	乳児健康診査	乳児の健康の保持増進と育児支援のため、発育・発達節目に健康診査を行い、疾病の予防、発育・発達確認および異常の早期発見に努める。 (実施方針) 母子健康手帳交付、5カ月児健診時の動奨を強化する。 (対象) 乳児(3～6カ月児・9～11カ月児)	受診率80%	健康増進センター	受診率 前期・64.4%(対象者:494名、 受診者318名) 後期・58.9%(対象者:494名、 受診者291名)	昨年度より、前期後期ともに、受診の減少がみられた。特に後期の受診率が低い。今後も乳児健診の受診動奨を強化していく必要がある。	継続実施
13	5カ月児健康診査	乳児の疾病や障害の早期発見に努め、早期治療に結びつけると同時に、発達発育、栄養、むし歯予防、予防接種等の育児に関する指導を行うことで、保護者の育児不安を軽減する。 (実施方針) 健診内容をニーズにあったものとする。育児支援型健診へ変換していく。 (対象) 5～6カ月児	受診率95%以上	健康増進センター	年12回実施 対象者 411名 受診率 394名 受診率 95.9%	受診率は横ばい状態である。未受診者の対策として、子育てアドバイザー派遣事業を導入し、対象者全員の把握を目指した。	継続実施
14	1歳6カ月児健診	運動機能・視聴覚等の障害、精神発達等の遅延等障害をもった児の早期発見・早期対応に努めるとともに、生活習慣の自立、生活環境への援助、むし歯予防、栄養その他の育児に関する援助を通して子どもの積極的な健康づくりを支援する。 (実施方針) 未受診者対策を強化するとともに、保護者の育児力を助長させるような健診の内容検討・充実に努める。 (対象) 1歳6カ月児	受診率96%以上	健康増進センター	12回実施 対象者:419名 受診者:390名 受診率:93.1%	受診率はやや低下したが、未受診者の把握は、子育てアドバイザーの協力により、未把握者は4名のみと把握者数は増加した。広報や個人通知は今後も継続。子育てアドバイザーの協力により、未把握者を減少させる。受診の必要性について保護者の理解を促すべく、広報で呼びかける。	継続実施
15	3歳児健康診査	幼児の心身発達のうえで最も大切なこの時期に総合的な健康診査を実施し、心身の異常を発見するとともに、生活全般において指導を行う。 (実施方針) 要フォロー者対策を強化し、心身の健やかな成長を支援する。 (対象) 3歳4カ月児	受診率93% 年間12回	健康増進センター	12回実施 対象者:454名 受診者:422名 受診率:90.9%	受診率は横ばい状態だが、う歯の罹患率は前年度より10%大幅減で、5ヶ月健診からの一貫した歯科教育の成果が出てきた。未受診者・要フォロー者対策として、子育てアドバイザー派遣事業を導入し対応している。	継続実施

事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
16	各種予防接種	予防接種法で定められている疾病の予防接種を、毎年年間計画を立て実施している。 (集団接種)ポリオ、BCG (個別接種)三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎 (実施方針) 予防接種健康被害を防止するために、個別接種を推進する。 (対象) 乳幼児、小学生、中学生	BCG96.2% ポリオ100% 三種混合90% 二種混合98.7%	健康増進センター	BCG:89% ポリオ:87% 三種混合:97% 麻疹・風疹混合:69%(接種方法が変わる) 二種混合:43%	前年より接種率が下回ったが、接種健康被害を防止するためにさらに個別接種を推進していく。 感染症予防の意義は大きく、個人防衛の意識の向上と正しい情報の伝達が課題である。	継続実施
17	母子訪問指導	継続フォロー者・健診未受診者など必要な家庭に対して訪問を行い、効果的な保健指導をすることで、保護者の育児及び、子どもの成長をサポートする。 (対象) 継続フォロー者・健診未受診者など	継続	健康増進センター	保健師による訪問指導:58件	健診未受診者に対しては、子育てアドバイザー派遣事業の導入により効果を上げている。 外出できない親子に対し、家庭訪問することによって普段の様子を見ながら、より個別的な指導ができる。	継続実施
18	乳幼児救急法教室 事故防止対策事業	保護者が誤飲予防、事故防止の正しい知識を習得すると共に、蘇生法が実行できるよう援助する。 (実施方針) 保護者の習得を目指し、実習内容の強化をする。 (対象) 乳幼児とその保護者	継続	健康増進センター	年間開催 6回 延参加人数 108人 (乳幼児保護者27名、幼児9名、乳児18名) 結城消防署にて実施。 救急救命士より指導。	実習に時間をかけ、成人・乳幼児と心肺蘇生等応急処置を体験し、習得しやすいよう配慮した。また、子育てサポーターの協力を得、保育付で実施できた。 従来は2回1コースで実施していたが、より参加しやすいよう、1回のみで終了とし、少人数で時間と内容の的を絞る。広報で広く参加者をつのり、必要な者が参加できるように配慮したい。	継続実施
19	保育所(園)・幼稚園と連携した、要フォロー者の支援 (保育所(園)・幼稚園との連携の強化)	関係機関同士の情報交換、協力体制構築により、子どもの成長に適したサポートやニーズに応じたサービスを提供する。 (実施方針) 健診等により把握した要フォロー者・未受診者について、連絡票の作成、定期的な連絡会等により、支援体制を確立していく。 (対象) 関係機関	継続	健康増進センター	随時、要フォロー者の情報交換及びケース会議を開催。	随時、要フォロー(乳幼児健診未受診者、健診事後フォロー者等)の情報交換を行い、ケース会議に参加した。	継続実施
20	小中学校養護教諭連絡調整 (学校保健業務との連携の強化)	生涯にわたる健康づくりを支援するために学校保健との連携を図り、学童期からの様々な問題に対応していく。 (実施方針) 市内全学校と連携し、早急に取り組む必要がある課題を検討する。 (対象) 小中学校養護教諭、学校教育課、生涯学習課等の関連課	継続	[複]学・健・生 学校教育課 健康増進センター 生涯学習課	平成18年9月に学校保健合同研修会開催 随時、児童生徒の情報交換及びケース支援会議を開催 各学校保健委員会への出席	随時、児童生徒の情報交換及びケース支援会議を開催、連携を取り個別の問題に対応した。 学校保健の研究及び学校安全の普及を図ることができた。	継続実施
21	2歳児歯科健康診査	乳歯の萌出時期であり、むし歯に罹患しやすい時期でもあるため、保護者にむし歯予防への意識づけをすることで、3歳児でのむし歯罹患率の低下を図る。また、その他の疾病等の早期発見および早期対応、栄養面や育児等の援助を行う。 (実施方針) フッ素塗布導入を検討する。 (対象) 2歳6カ月児	むし歯罹患率 20% むし歯有り者数 80名 むし歯有り者 平均本数3.5本	健康増進センター	虫歯罹患率:22% 虫歯罹患患者数:81名 虫歯有り者平均本数:3.6本	16年度よりフッ素歯面塗布を導入し、実施している。しかし、受診率は年1%ずつ低下しており、歯科保健及び健診の重要性について理解を促す必要がある。 未受診者対策として、葉書による再受診勧奨を19年度より再開する。また、広報や相談、教育事業の際に、乳幼児健診全般の受診の必要性を保護者に対し促す。	継続実施
22	就学時歯科教室	就学時の保護者に対し、口腔衛生に関する正しい知識と、6歳臼歯の重要性について啓発するため集団教育を行う。 (実施方針) 内容の充実を図りながら、継続して実施していく。 (対象) 就学時の保護者	継続	健康増進センター	全小学校9校 延べ参加者人数 508人	保護者から、各小学校で歯科衛生に関する質問があり、関心の高さが伺えた。	継続実施

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
23	離乳食教室	適正な離乳食を推進することにより、子どもの健全な育成につなげていく。 (実施方針) 平成17年より実施する。 (対象) 前期 4ヶ月の乳児を持つ親 後期 7ヶ月の乳児を持つ親	(17年度開始) 前期4回 後期4回 (計8回)	健康増進センター	前期4回:47組 後期4回:36組 (内容) 離乳食の進め方について、講話と実習、試食、母子保健事業講話	教室アンケート調査では、実習があつてわかりやすい、母親同士の交流ができた、いつも食べないのに実習の試食では食べたので参考にしたい等、今後の離乳食作りに前向きな感想が多かった。	継続実施
24	3歳児健診時食生活調査	食習慣の基礎づくりの時期として、現状を把握し、栄養指導による正しい食習慣の普及を行う。 (対象) 3歳児健診受診者	継続	健康増進センター	12回 415人 3歳児健診受診者、98%に実施	幼児期の食生活を見直し、バランスのよい食事を家族が実践することを、バランスガイドの普及とともに食育推進事業として支援していく。	継続実施
25	親子料理教室	食生活改善推進員地区組織活動の一環として、料理を通した親子の共同体験を目的とする。 (実施方針) 食生活改善推進委員の自主的活動ができるよう、体制づくりを進める。 (対象) 小学生の親子	健康増進センター2回 他施設3回 (計5回)	健康増進センター	健康増進センター 3回実施 延べ 100人 (内容) 食生活改善推進員による食育クイズ・親子で調理実習・試食	夏休みを利用して、親子で料理づくりを体験することで、子どもたちが食に興味を持ってくれたことが、食育の目的の一つになっている。 食生活改善推進員の食育推進事業の一環として、バランスのよい食事を普及していく。	継続実施
26	保育所給食による食育の推進	保育所においては、その発達段階に応じ、食事の大切さ楽しさ、マナー等を指導し理解させる。 (実施方針) 市内全保育所で定めた食育全体目標に沿って実施する。 (対象者) 保育所入所児童	クッキング保育11箇所 野菜の栽培収穫11箇所 給食だより11箇所	社会福祉課	クッキング保育:8箇所 野菜の栽培収穫:10箇所 給食だより:11箇所 平成18年度より、「結城市保育園給食だより」を年2回発行	児童に対して、体験を通して食事の大切さや楽しさを教えることができた。 保護者に対して、食の理解を深めた。 各保育所が、給食便りを配布するなど、推進が図られた。	継続実施
27	学校における食に関する指導	学校において給食の時間、教科指導や特別活動、「総合的な学習の時間」など学校教育活動全体の中で、成長期である子どもの望ましい生活習慣、食習慣の確立を図る。	継続	【複】指・給 指導課 給食センター	全小・中学校において実施 (保健体育、給食指導、家庭教育学級)	家庭教育学級で栄養職員が、児童と保護者を対象に授業を行った。 給食委員会活動を通して、食品や料理について放送でクイズ等を行い児童の関心を高めることができた。 給食だよりを通して、家庭地域との連携を図った。	継続実施
28	発達障害児支援 (あすなろ教室)	心身に障害をもった子ども達の日常生活と社会生活への適応性を図るため理学療法士等の専門的な療育指導をおこなっているあすなろ教室に補助金を交付する。 (実施方針) 市外の同内容の事業を行う事業所を結城市内児童が利用する場合も支援ができる体制づくりを図る。 (対象) あすなろ教室	継続	社会福祉課	18年度あすなろ教室利用者数 結城市 : 266名 近隣市町村: 164名 合計 430名 (内容) 週2回、心理発達相談員、言語療法士による個別指導を実施している施設に対し補助金を支出している。	近隣には、専門員を配置し実施している施設はなく、非常に高い評価を得ている。 専門的な療育指導を行うことで、日常生活や社会生活への適応訓練ができた。	継続実施
29	障害児保育	心身に障害を有する乳幼児の保育所への受入れ及び一般の乳幼児との集団保育を促進し、もって障害児の健全な社会性、情緒等の成長、発達を助長します。また、健常児の障害児に対する正しい認識を深め、障害児の福祉の増進を図るため、障害を持つ児童を保育する民間保育園に対し補助を行う。 (実施方針) 市内の保育所すべてが入所申し込みに対応できるように体制づくりを図る。 (対象) 市内全保育所(園)	継続	社会福祉課	障害児入所状況(全保育所対応可能) 公立保育所 2保育所 3人 私立保育所 4保育所 8人	障害児を受け入れることにより、障害児の健全な社会性、情緒等の成長、発達を助長し、また、健常児の障害児に対する正しい認識を深め、障害児福祉の増進に寄与した。 引き続き障害を有する乳幼児の保育所への受け入れを促進する。	継続実施
30	補装具の交付・修理費用の助成	身体上の障害を補うための補装具の購入・修理の自己負担額を補助する。(所得制限あり)	継続	社会福祉課	補装具の交付状況 障害児: 39件 補装具の修理補助状況 障害児: 2件	障害児の必要に応じた補装具の交付・修理を行い、経費の補助をしていくことで、日常生活の向上を図れた。	継続実施
31	斜視・弱視児眼鏡等購入修理助成	9歳以上の義務教育を受けている斜視・弱視児の矯正用眼鏡等の購入・修理費用を補助する。 (実施方針) 各小中学校を通じてPRを実施する。 (対象) 小学生・中学生	継続	社会福祉課	6人	斜視・弱視児童が矯正用眼鏡を利用することで、生活の向上を図ることができた。 制度の変更により、9歳未満の者については、保険制度の対象となった。	継続実施

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
32	障害児一時預かり事業	障害のある中高生を事業所等で、親が仕事からもどってくるまでの短期間預かる事業 (対象) 障害のある中学生・高校生	検討	社会福祉課	未実施	支援費制度から日中一時支援事業に移行し、日中一時支援事業としてメニューがある。 学校から施設間への交通手段が課題である。	課題の検討
33	小児救急医療体制の整備充実	休日及び夜間における小児救急患者の医療を確保する。 夜間365日 午後6時から午後10時まで (受付は午後9時まで) 日曜・祝日・年末年始 午前9時から午後5時まで (対象) 市内全域の小児	継続	健康増進センター	継続実施	市内に夜間対応の小児科医が少ない現状、緊急時の医療機関を確保するのは重要である。	継続実施
34	救急医療情報コントロールシステムの活用普及推進	茨城県と(財)茨城県メディカルセンターが医療機関からの医療情報を提供する。24時間体制で一般県民からの問い合わせに対し、救急患者の症状に合った至近距離の医療機関を案内する。 (実施方針) 広報に努める。 (対象) 一般県民	継続	健康増進センター	継続実施	市内に夜間対応の小児科医が少ない現状、緊急時の医療機関を案内するのは重要である。 PRの強化を図る。	継続実施
35	かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医を持つことの意義について普及・啓発を行う。	かかりつけ医のいる割合の向上	健康増進センター	健診・教育・相談事業等を通し、繰返し啓発を実施した。	小児科がかかりつけかどうか、という問題もあるが、保護者に周知、受診に結びつけることは重要である。	継続実施
36	喫煙対策事業	無煙世代が現れることを目的に、煙草を吸わないことの価値観を啓発する。 (実施方針) 保護者の積極的参加を促すよう、学校へ働きかける。 (対象) 児童・生徒及び保護者、教職員など	全小学校 パンフ配布 4年生まで拡大	健康増進センター	小学校9校(全小学校) 5・6年生 パンフ配布	目的達成の為に、保護者教育(意識改革)が必須であり、各学校との連携が大切である。今後、保護者への教育を含めて実施していきたい。	継続実施
37	薬物乱用防止教育事業	学校においてタバコ、飲酒、シンナー、薬物等への薬物乱用防止教室を「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」等のなかで学習活動を行う。 (実施方針) 積極的に推進していく。 (対象) 小学生・中学生	継続	【複】指・健 指導課 健康増進センター	全小・中学校において実施 (年間指導計画に基づき実施)	薬物使用の恐怖や健康への悪影響等を教えるでき、薬物使用の予防をすることができた。	継続実施
38	公立学校内における敷地内禁煙事業	学校において児童生徒に対する喫煙防止教育(健康教育)の推進、教職員の健康管理のために、学校敷地内禁煙を推進する。 (実施方針) 平成16年度末までに学校敷地内禁煙の徹底を図る。 (対象) 小学校・中学校	(平成16年度末) 完全実施	【複】学・指 指導課 学校教育課	完全実施	完全実施しているが、喫煙者の喫煙場所は確保されていない。喫煙者の喫煙の権利についてが検討事項である。	継続実施
39	性教育事業	体や身の回りの清潔及び心身の発育発達について基礎的な知識の理解を通して生命尊重の精神を養うとともに、自己の性についての認識を深める。 (実施方針) 養護教諭、保健主事と連携し、学級担当が中心となり発達段階に即した適切な性教育を積極的に進めていく。 (対象) 小学校、中学校	継続	【複】指・健 指導課 健康増進センター	全小・中学校において実施 (年間指導計画に基づき実施)	各校において、養護教諭や外部講師の活用を図った指導の実践ができた。 エイズ教育をはじめ、現代の性教育の諸問題に係る具体的な指導実践の継続が必要である。	継続実施
40	異年齢児交流等事業 (保育所地域活動事業)	児童・生徒と低年齢児とがふれあえる機会を設け、保育に関する体験学習や子育て意義に対する認識を深め、生命の尊さを学ぶ。 (実施方針) 小中学生を中心に、保育所(園)の内外を問わず園児とふれあい時間を設ける。 (対象) 小学生・中学生(・高校生)	実施保育所(園) 8か所	社会福祉課	異年齢児交流 5箇所 イベント時に未就園児や小学生がともに参加できる企画を開催した。	少子化により兄弟が少ないことから、交流により社会性を身につけることができた。 実施保育所を増やすよう協力を依頼する。	継続実施
41	児童虐待防止ネットワーク	保健・福祉・教育をはじめとする関係機関と連携したネットワークを構築する。 (実施方針) 児童虐待防止ネットワーク会議の下に緊急時ケース検討会ができる組織を構築する。 (対象) 関係者・関係各課	(平成17年) 実施	社会福祉課	ケース検討会の開催: 25回	ネットワークの構築によりケース検討会が開催でき、問題についての共通認識が改めてできた。	要保護児童対策地域協議会へ移行

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
42	児童虐待防止ネットワーク会議 (ケア体制の構築:実務者会議)	虐待を発見しやすい立場にいる関係者間で連携して会議を開催する。 (実施方針)虐待が見られなくなった後の見守り、支援の体制を構築する。 (対象)関係者	実施	[複]社・指・健・生 社会福祉課 指導課 健康増進センター 生涯学習課	ネットワーク委員会の開催 1回 要保護児童対策地域協議会を設置しネットワーク会議を移行した。	要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待児だけでなく、ひきこもり児童や不登校児童等の要保護児童についての共通の認識ができた。	要保護児童対策地域協議会へ移行
41(児童虐待防止ネットワーク)、42(児童虐待防止ネットワーク会議(ケア体制の構築:実務者会議))は、今後統合し、「要保護児童対策地域協議会の運営」とし掲載する。							
	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報交換や要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行う。 (実施方針)必要に応じた要保護児童対策地域協議会の開催	実施	社会福祉課	要保護児童対策地域協議会の発足	関係者により構成される要保護児童対策地域協議会の発足した。	今後、要保護児童の適切な保護を図るための協議を行う。
43	家庭児童相談室	福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図る。 (実施方針)人員、相談員の増員を図る。業務の周知を図る。 (対象)子ども(0~18歳)に関する悩みや不安、心配ごとを持つ保護者	継続	社会福祉課	相談件数:186件 広報・ホームページ等を活用し家庭児童相談室の周知を図った。	家庭児童相談員から虐待防止ネットワークをととして個別ケース会議を開催するなどして問題解決を図った。	継続実施
44	子育て講演会	次代を担う子どもたちが、健やかに、心豊かに育ち、また、子育てに夢と希望が持てる地域社会をつくることを目的として講演会を開催する。 (実施方針)子育てに関する意識啓発事業として、定期的を開催していく。 (対象)市民	定期的開催	社会福祉課	未実施	子育て講演会としては、未実施であるが、児童虐待について、講師を呼んで、アクロスで勉強会を開催した。	子育て関連の講演会として事業を統合
45	市民の「通告義務」の周知	結城市お知らせ版等による児童虐待通告義務の周知を図る。 (実施方針)要保護児童対策地域協議会において周知方法等を決定する。 (対象)市民	継続	社会福祉課	お知らせ版、ホームページ等で周知している。	他の効果的な方法でPRを実施していきたい。(例:封筒等)	継続実施
46	児童虐待防止のための広報啓発	児童虐待の早期発見・防止のために、広報誌の活用やリーフレットを各種関係機関に配布し各種広報啓発を進める。 (実施方針)要保護児童対策地域協議会において周知方法等を決定する。 (対象)市民	ホームページに常時掲載	社会福祉課	ホームページ等で周知している。 また、広報誌においても掲載しPRを実施	ホームページでの周知方法を工夫していく。	継続実施
47	児童虐待をテーマにした講演会やシンポジウムの開催	児童虐待についての啓蒙啓発のため、研修会や講演会を実施する。講師に関係者を招いて、虐待の事例及び通告により解決した事例等の紹介を行う。 (実施方針)要保護児童対策地域協議会により方針を決定する。 (対象)関係者および市民	最低年1回	社会福祉課	児童虐待防止研修会の実施 市民文化センターアクロス 講師 いばらき子どもの虐待防止ネットワーク「あい」副代表 参加者 112名	虐待を受けている子ども及び虐待をする親への対応・支援法について学習した。	継続実施

事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
48	交通安全教育	実践的指導を行なうことで、交通事故を未然に防止し、幼児・児童・生徒及び高齢者に交通ルールとマナーの重要性を認識させ、交通安全に対する意識高揚を図る。 (実施方針) 直接指導者となる保護者やシルバーリーダーの方達に指導し、家族ぐるみ・地域ぐるみで交通安全の推進を図る。 (対象) 園児・幼児・児童・生徒・高齢者	継続	防災交通課	安全教室:小中学校(養護学校含) 15回 2911人参加 幼児交通安全教室:1回 807人参加 高齢者交通安全教室:6回 367人参加	小中学校の安全教室は2月～5月にかけて、自転車の乗り方・歩き方を中心に指導し、児童・生徒の安全を守る上で交通事故防止対策に寄与できた。しかし、この事業においては、年1回の指導では限界があるため、教諭を対象とした交通安全教室指導者研修会を開催した。今後は研修会を受講した教諭が中心となって学校独自で安全教室を定期的に展開出来るよう働きかけをしていく。また、幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室においても事業の効果が図られた。 平成18年交通事故件数 (H18年1月1日～12月31日) 幼・小・中学生 28件 高齢者(65歳以上) 77件 ・依然として高齢者の交通事故が多く、今後は更なる高齢者交通安全教室を開催し、減少に努める。	継続実施
49	通学路安全点検	通学路の点検結果をもとに、筑西土木事務所・市(防災交通課・土木課・区画整理課・学校教育課)・警察署・母の会・安全協会を中心に通学路安全点検を実施し、環境整備を進めることにより安全な通学路の推進を図る。 (実施方針) 通学路の整備・見直し・点検を実施。 (対象) 毎年1校を選定して実施	継続	【複】防・学 防災交通課 学校教育課	江江北小学校通学路の安全点検 教諭・PTA・児童の意見に基づき、関係機関団体の協力の下、点検を実施し、改善が必要な箇所については通学路の整備を図った。	通学路安全点検は毎年1校を対象として実施しており、対象校に対しての効果は大きい。また、通学路安全点検とは別に改善等の要望があれば順次現地調査を行い交通安全施設の向上に寄与していく。	継続実施
50	街路灯・防犯等の設置	学校指定の通学路となっている箇所において、学校長から申請のあった箇所について設置基準を満たしていれば、通学路街路灯の設置工事及び修繕を行う。また、自治会長から防犯灯の設置に対する補助申請があれば現地を確認し補助基準を満たしていれば、設置費の補助を行う。 (実施方針) 市内小中学校及び各自治会と相互協力を図りながら交通安全を推進していく。 (対象) 市内全域	継続	防災交通課	通学路街路灯 16基設置 (うち赤色回転灯1基設置) 修繕件数 354件 防犯灯補助件数 43件	市内小中学校12校へ通学路街路灯設置要望調査を依頼し、提出された要望箇所を現地確認し、危険な箇所へ街路灯を設置し児童・生徒の登下校時の安全確保に寄与した。	継続実施
51	交通安全対策事業	パンフレット及び啓発品等の配布さらに市お知らせ版などで、交通事故防止の呼びかけをドライバー・市民に対し広報する。また交通安全の立哨指導活動を行なう。 (実施方針) 各交通関係機関団体の協力のもと啓発品等の配布及び立哨指導活動を実施する。 (対象) 市内通行車両ドライバー及び市民	継続	防災交通課	春・夏・秋・年末の4回 (パンフレットや啓発品の配布) 高齢者交通安全教室・高齢者世帯訪問等 2,570世帯 4,399人	各季交通安全キャンペーン時にドライバーに対し、パンフレットや啓発品の配布を実施し交通事故防止に寄与できた。また、高齢者交通安全についても事業の効果が図ることができたので、今後も市民一人ひとりに推進していきたい。	継続実施
52	事業所等への安全運転徹底の要請	各種広報資料・広報用品を協賛・作成し各事業所及び一般に配付し、普及高揚を図る。 (実施方針) 優良事業所の表彰等を行うことで、安全運転管理業務の充実を強化する。 (対象) 各交通関係機関団体	継続	防災交通課	春・夏・秋・年末の4回 (各交通関係機関団体の協力のもと、パンフレットや啓発品を配布した。)	各交通関係機関団体の協力を得ながら市民やドライバーに対してパンフレットや啓発品の配布を行い、交通事故防止に寄与できた。また、事業の効果が図られたので今後においても事業所への交通事故防止を推進する。	継続実施

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
53	チャイルドシートの貸与と購入費補助	チャイルドシート貸出と購入費の補助を行なうことで、経済的負担の軽減を図り安全を願うとともに、チャイルドシートの利用しやすい環境づくりを推進する。 (実施方針)チャイルドシートの重要性の認識が低い ため、使用効果及び使用方法の普及啓発活動を展開する。 (対象)6歳未満の乳幼児の保護者	完了	防災交通課	チャイルドシート貸出事業 151件 購入助成金事業 156件	交通安全施策として、乳幼児が乗車時、チャイルドシート装着が義務化されたことに伴い、購入助成を行うことで育児負担の軽減と早期の普及促進及び交通安全対策の推進が図れた。 購入の助成を市外販売店での購入も対象としたことにより、該当する市民に広く反映された。	チャイルドシート購入・補助事業は、道路交通法の改正により、チャイルドシート着用が義務化されたことに伴いその使用の促進を図るために開始した事業であるが、チャイルドシートの着用は法律で定められた義務であり、運転者はこれを遵守しなければならない行為であり、平成12年度から貸し出し及び購入助成事業を継続してきたが、開始から8年が経過して本事業による啓発期間としては十分目的は達成されたと考えており、平成19年度をもって廃止する。
54	世代間交流事業(交通・防犯危険箇所地図作成)	歩行者や自転車及び自動車乗車中においてそれぞれの立場から、危険を感じた(ヒヤリとした)箇所について点検、地図を作成する。 (実施方針)三世代の目線から見た点検。 (対象)全市民	三世代を対象としたマップの作成	防災交通課	絹川地区の高齢者・保護者・児童を対象に地区内の交通・防犯の危険箇所の地図を作成した。	三世代の目線から危険箇所を示したことで、世代間交流の推進を図ることができ、互いに認識を深めることができた。	継続実施
55	「子どもを守る110番の家」の登録推進	「子どもを守る110番の家」には、ステッカーを表示して、子どもたちの緊急避難等に備え、事故等があった場合には子どもを保護し、警察や学校、家庭へ連絡を取るなどの対応をする。 (実施方針)通学路や子どもの遊び場周辺に設置の重点を置き、啓発や広報を行っていく。 (対象)事件が発生したとき対応できるよう、昼間に大人がいる家庭で引き受け家庭として適当であると認められるもの	継続	生涯学習課	青少年育成結城市民会議からの呼びかけや広報結城「お知らせ版」により一般公募を行った。(一般公募により2件の登録あり) 平成19年3月15日現在 775軒登録	当市においては、事件による駆け込みは発生していないが、今後起きない保障はないため、地域ぐるみで子どもを守る意識を高めるとともに、一件でも多く登録いただけるよう推進を図っていく。	継続実施
56	子育て環境マップ	子育て環境マップの作成活動をとおして、父母自ら参加し、身近な地域における子どもの成長環境の見直しを図り、安全な遊び場を確保する等住みよい地域づくりに貢献する。 (実施方針)各課・各機関で個別に作成しているマップを統合して、より使いやすいものとする。 (対象)関係各課・関係機関・保護者	各学校において作成	[複]社・学 社会福祉課 学校教育課	社会福祉課において事業を実施し、その後各小学校において独自に実施するための道を開いた。	児童生徒の安全を重視し、今後も更新をお願いする。	継続実施
57	防犯パトロール	地域住民が自主的に青色回転灯を装備し、地域防犯パトロールを実施することで、犯罪の抑止を図る。 (実施方針)地域防犯団体の育成に努める。 (対象)自主防犯団体	(平成17年度)実施	防災交通課	青色回転灯の装備巡回 4台 防犯サポーターによる市内巡回 職員による巡回 地域防犯ボランティア団体による巡回	2団体が市から委嘱を受け、青色回転灯による防犯パトロールを開始。 地域の犯罪抑止効果は高まった。 車両維持管理費等において個人の車両を使用しているため、費用負担等の問題や課題が残る。 今後は徒歩及び青色回転灯を装備していない車両でのパトロール活動に対しても、必要な資機材の購入補助制度の確立を図れるよう検討したい。	継続実施
58	防犯ブザーの配布	緊急的な犯罪予防対策として、小学校新1年生に防犯ブザーを配布する。 (対象者)小学校新1年生	継続	学校教育課	小学校新1年生550名に配布	防犯意識の向上と安全確保が図れた。	継続実施



事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
59	関係団体活動への支援	青少年育成関係団体等への支援を実施し、お互い協力して健全な地域の環境づくりを図る。	継続	生涯学習課	青少年育成結城市民会議が中心となって市子ども会連合会、市青少年相談員、市自治協力員協議会、市PTA連絡協議会、市老人クラブ連合会、市民生委員等呼びかけ、「子どもを犯罪から守るための防犯活動」を実施。	各町内単位、組織単位で全地域において、工夫を凝らした防犯活動を実施しているが、活動が長期に至るため、無理のない活動内容で、進めることが重要。	継続実施
60	TT配置事業	一人ひとりにきめ細かな指導を行うため非常勤講師を配置する。 (実施方針) 小学校及び中学校の35人を超える学級に非常勤講師を配置し、きめ細かな指導に努める。 (対象) 小学生・中学生	継続	【複】学・指 学校教育課 指導課	非常勤講師の配置 小学校: 15名 中学校: 2名	個に応じたきめ細かな指導により基礎学力の向上が図れた。	継続実施
61	特別支援教育事業	学校においてこれまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対してその一人一人のニーズにあった支援を行う。 (実施方針) 県の養護学校と連携を図りつつ、各学校における障害のある児童・生徒に対して効果的な支援体制の確立を図る。 (対象) 小学生・中学生	学校の実態に応じて配置	【複】学・指 指導課 学校教育課	知的障害学級小学校: 5校 中学校: 3校 情緒障害学級小・中学校に全学校 ことばの学級 1校 学校生活サポーター 3名配置	就学指導委員会の審議を保護者に伝え、より適切な教育的支援が行えた。しかし、措置判定後の入級指導が困難である。障害の程度が重度化、多様化しており、一人一人の教育的ニーズに適切に対応していくためにもより一層の重点化が必要である。	継続実施
62	学校施設の整備 (定期的な安全点検)	学校内における児童生徒の安全確保のため、小中学校の施設の安全点検を実施する。 (実施方針) 児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、継続的に老朽箇所を改修し、順次耐震構造に整備する。 (対象) 市内小中学校の施設	継続	学校教育課	優先度の高い箇所の修繕を実施 小学校 44箇所 中学校 17箇所 耐震化優先度調査を実施	優先度の高い箇所の修繕を実施したことにより、児童生徒の安全且つ快適な教育環境の整備が図られた。	継続実施
63	学校評議員制度	家庭や地域と連携協力し、地域に開かれた学校づくりを一層推進する。 (実施方針) 当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から校長の推薦により教育委員会が委嘱する。 (対象) 小学校・中学校	継続	【複】学・指 学校教育課 指導課	全小中学校において年2～3回学校と意見交換を実施	学校との意見交換を通じ地域に開かれた学校づくりの推進が図れた。	継続実施
64	スクールカウンセラーの配置	暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため中学校にスクールカウンセラーを配置する。スクールカウンセラー配置校においては、学校の特色、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。 (実施方針) スクールカウンセラーの3校への配置及びスクールソーシャルワーカーとの連携につとめ、中学校での生徒指導体制の援助となるように努める。 (対象) 中学校	継続	指導課	市内3中学校にカウンセラーを配置	3校にカウンセラーを配置できたことで、児童生徒や保護者の相談活動が密に実践できた。県から配置されたカウンセラーは、3校に対して2校であり、今後も、事業の継続が必要である。また、カウンセラーとSSW(ソーシャルスクールワーカー)の連携を高めることが課題である。	継続実施
65	フレンドゆうの木	学校と連携し、不登校児童・生徒が抱える問題の解決や改善を図ることで、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助する。 (実施方針) 不登校生徒が通いやすい環境を整える。 (対象) 小学生・中学生、保護者	継続	指導課	・相談員配置実績 相談員2名 相談員助手1名配置 ・相談実績 児童生徒 596回 保護者 346回 ・不登校解消率 通室生7名 解消7名 解消率100%	通室児童・生徒の学校への復帰ができた。 相談員による、電話や来所相談活動および学校へ出向いての不登校児童生徒に対する支援のレクチャーにより、不登校児童生徒の出現割合が減少した。 今後は、関係機関との連携を深め、多種にわたる問題に適切に対応できる体制づくりが課題である。	継続実施

事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
66	地域子ども教室推進事業	結城小学校・絹川小学校を活動拠点に、当校の児童を対象に子ども達の居場所を設け、週1回の放課後(午後4時～6時)や月1回の土曜日(4時間)に、地域の大人、退職職員、大学生、社会教育関係団体関係者等を活動指導員に据え、様々な体験活動や交流活動を行う。 (実施方針)指導者を養成し、学校を拠点とした地域子ども教室を開設し、子どもの安全な居場所づくりをめざす。 (対象)結城小学校・絹川小学校の児童(登録者)	他小学校に拡大 年30～40回	生涯学習課	(玉岡ふれあいスクール)結城小 35名が登録し、38回の活動を実施。 (きぬがわふれあいスクール)絹川小 12名が登録し、7回の活動を実施。 結城お話し会による民話や影絵、地域の講師による紙飛行機や折り紙・絵画やマジックショー、伝承遊び(お手玉、凧揚げ、かるた取り)、レクリエーションゲーム、土器づくりなどさまざまな体験活動を実施。	本事業開始から3年が経過し、指導員の体制も安定してきており、地域の子どもの地域が育てるという事業目的が達成されている。また、18年度は、絹川小学校において、12月から事業が開始され、活動拠点が2校に増えたことも事業の成果である。	継続実施
67	「総合的な学習」推進事業	総合的な学習の時間や理科をとおして、自然環境の学習やミニトマト・稲づくりなどの栽培活動を体験的に行うことで、「ゆたかな心」を育む。 (実施方針)栽培活動を体験する場所を確保する。 (対象)児童・生徒	継続	指導課	市内全小中学校で実施 小学校.....3年～6年 合計430時間 中学校.....1年～3年 合計330時間	小学校では、野菜作りなどの身近な地域に密着した体験活動を重視して、事業を推進した。 中学校では、職業体験や高校体験など自分の将来や進路を考える具体的な体験活動として実施した。 関連して県の事業である「ふるさと発見事業」には、小学校、全9校が参加した。	継続実施
68	「夏の体験学習」 (農業後継者育成対策事業)	野菜、花き等の収穫及びトラクター同乗等を体験する。 (実施方針)農業に対する関心を持ってもらうとともに、食に対する正確な知識を身につけることができる教育の機会として支援する。 (対象)市内及びJA北つくば管内の小学生と保護者	継続	農政課	・市内小学生及びその保護者を集めて35名で農産物の収穫体験を実施した。 ・市内保育園児約200名を集めてサツマイモ収穫体験を実施した。	JA北つくば結城青年部が実施	継続実施
69	「消費者合同研修会」 (農業後継者育成対策事業)	サツマイモの収穫を体験する。 (実施方針)農業に対する関心を持ってもらうとともに、食に対する正確な知識を身につけることができる教育の機会として支援する。 (対象)市内園児	継続	農政課	サツマイモの定植～収穫までの体験を通し子供たちの農業に対する関心と意識の向上を図った。	保育園及び小学校の児童達が体験学習をすることによって、将来にわたって食に対する意識が高まるので今後も継続する。 19年度についてはトウモロコシ収穫の予定	継続実施
70	ふるさと再発見事業	郷土に対する理解を深め、さまざまな交流体験をとおして、心豊かな子どもたちを育成する。 ・わくわくキャンプ:子どもたちの生活体験や自然体験の充実と友達との触れ合い等の機会を提供する。 ・結城郷土かるた取大会:結城郷土かるたの普及と郷土理解及び地域間交流の促進 ・かるたのふる里探検隊:郷土かるたに描かれている名所・旧跡めぐり (実施方針)異年齢集団における遊びを中心とした活動を企画していく。 (対象)小中学生及び指導者・育成者	継続	生涯学習課	わくわくキャンプ 19名 体験フェスタ 212名 結城郷土かるた取大会 個人122名、団体9チーム かるたのふる里探検隊 11名	「ふるさと・体験事業」に名称を変更。	継続実施
71	ふるさと探検隊	子どもたちの休日を利用した多様な体験活動に参加する機会を提供し、豊かな活動、異年齢交流などとおして、自主性、社会性、協調性を培うことを目的に、地域の歴史や自然、産業などに関する体験学習を開催する。具体的には、施設見学、天体観測、藍染体験、スポーツ体験、そばづくり、市内散歩、人権学習などを実施している。 (実施方針)将来的には、地域子ども教室の拡充を図って、この事業を地域子ども教室推進事業で包括的に推進したい。 (対象)小学4年生～6年生	地域子ども教室においての事業継続	生涯学習課	実施せず (事業の内容が重なるものについては、他の事業で実施)	他事業において継続 (ふるさと・体験事業)	継続実施

70(ふるさと再発見事業)、71(ふるさと探検隊)は、(ふるさと・体験事業)に統合する。

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
	ふるさと・体験事業	子どもたちの休日を利用した多様な体験活動に参加する機会を提供し、郷土に対する理解を深めると共に、豊かな活動、異年齢交流などをとおして、自主性、社会性、協調性を培うことを目的に、地域の歴史や自然、産業などに関する体験学習を開催する。 (対象) 小学4年生～6年生	継続	生涯学習課	ふるさと再発見事業とふるさと探検隊を統合	実施	継続実施
72	学校支援ボランティア活動推進事業	児童生徒に「思いやりの心」を育てるため、車椅子体験、アイマスク体験等を積極的に取り入れるとともに、老人ホーム訪問や養護学校等の交流を図る。 (実施方針) 老人ホーム等の施設や、養護学校との連携を図る。 (対象) 児童・生徒	継続	指導課	全校で福祉活動について実施	福祉体験を進める教育活動が展開された。今後、さらに地域の各施設等との連携の強化が必要である。	継続実施
73	三世交代流事業	高齢者と子どもの交流をとおして、昔の生活、文化、習慣を次世代に継承する。昔遊び(竹馬、竹とんぼ等) (対象) 高齢者と小学生	3か所/年	介護福祉課 社会福祉課	遊びを通じて、子供たちと高齢者との交流が図られた。 H18.10.22 松木合公民館 11.5 絹川小学校 11.10 玉岡幼稚園 世代間交流事業の実施 6保育園 保育所地域活動事業として老人ホームや地域高齢者を保育園行事に招待するなど世代間交流を実施した。	核家族が増加する中で保護者以外の大人とふれあい園児の社会性を成長させることができた。 遊びを通じて、高齢者の生きがいづくりの高揚、子供たちの好奇心が刺激されといった相乗効果があった。	継続実施
74	地域コミュニティ運営事業参加者と市内保育園児による七夕祭	園児との交流を通して、社会的孤立感の解消及び心身の機能維持を図る。七夕祭 郷土芸能・園児合唱・食事会 (対象) 地域コミュニティ運営事業参加者と保育園児	廃止	介護福祉課	未実施	事業内容が閉じこもり防止事業から介護予防(体操)事業へ転換したため、今後開催予定なし	廃止
75	結城盆踊り大会開催事業	盆踊りをとおして、地域や世代間の交流、心とこころのふれあいを図る。 (実施方針) 子供会、幼稚園の参加の増加を目標に、踊り手募集PR等を積極的に行う。 (対象) 保育・幼稚園、子ども会、市民団体	子ども会の参加増加	商工観光課	平成18年8月10日(金)に情報センター市民ひろば及び駅前ロータリーを会場にして開催。 入り込み客数:4,000人 踊り手参加:23団体,600人 内子ども会2団体,75人	参加者数が全体として減少しており、子ども会の参加は横ばい、幼稚園は玉岡幼稚園が自由参加となったため、人数の把握はできない。なお、事前の参加申し込みによって把握している人数であるため、当日の一般参加は含まれていない。 盆踊り大会は、夏の風物詩として定着しているイベントであり、子ども会や幼稚園、市内の市民団体の参加により地域と世代間の交流を図るうえで有効な事業であるため、踊り手の参加団体、特に子ども会、幼稚園等の参加を増やすよう啓発が必要である。	継続実施
76	児童館の設置	児童を養育している保護者の支援及び児童の健全育成に必要な措置を実施するため児童館の整備を実施する。 (実施方針) 既存施設等の活用を考慮し児童館を設置する。 (対象者) 児童及びその保護者	1か所	社会福祉課	未設置	財政難であるが、既存施設の利用やボランティアの活用など財政負担を軽減する方法を研究し早期設置を検討したい。	検討
77	子どもや地域のアイデアを活かした児童館の運営	児童の健全育成とともに、ボランティア活動の育成助長及び指導者を養成する目的で児童館を運営する。 (実施方針) ボランティアによる自由な運営(公設民営)を中心に検討を行う。 (対象者) 全市民	検討	社会福祉課	未設置	今後の検討課題 NO76.児童館の設置の中で検討する。	検討

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
78	都市公園整備事業 (街区公園)	地域住民が親しむ公園を整備することにより、憩いと安らぎ、コミュニケーションの場を提供するために公園を整備する。 (実施方針) 年に2か所ずつ整備していく。 (対象) 区画整理事業地内の街区公園 南部地区:14か所 北西部地区:8か所	南部全箇所 北西部1~2か所	都市計画課	結城南部第三土地区画整理地内 3-2街区公園(供用面積 2,397.25㎡)の整備	ゲートボール練習等もできる広場もあり、いろいろな世代の方に利用していただける公園となった	継続実施

事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
79	公園の維持管理運営	公園施設の定期的点検及び改善、公園内樹木の適時管理により安全で安心して使用できる公園を目指す。 (実施方針) 公園愛護協会やボランティアの協力を得て、健全で安心して利用できる公園を目指す。 (対象) 都市公園12箇所、その他の公園18箇所	継続	都市計画課	公園愛護協会 団体数 30団体、3036人 都市公園内清掃、植栽、花壇の手入れ、除草作業等を定期的実施している。	公園愛護協会の参加団体を増やし、全公園を維持管理することにより、安全で、安心して使用できる公園を目指す。 ボランティアのため各団体ごとに、作業内容、作業量は変わるものの、概ね良好な管理状態にある。	継続実施
80	子どもが使いやすい図書館整備事業	校内において、市内各小中学校図書室内及びゆうき図書館内の資料検索と利用が可能になるよう、図書館・各学校図書室の電子ネットワークを確立し、整備する。 (実施方針) 各学校図書室に学校司書を配置することで、学校図書の整理ならびにゆうき図書館との連携・連絡の端緒を開く。また、各学校児童に図書館に親しみ感じ、読書の習慣を身につけるように支援する。 (対象者) 市内小中学校生全員	各小中学校完全配備 (図書館) (学校教育課)	[複]学・図 学校教育課 図書館	ゆうき学校図書館に対し、希望に応じて図書館資料の団体貸出を実施。ゆうき図書館の資料検索については、ホームページ上の資料検索を用いることで可能である。 平成18年度貸出点数:487点 学校司書を6名配置 各小学校に週2回派遣 年間貸出冊数 9校 91,539冊 1人当たりの月平均貸出冊数2.6冊	団体貸出を行うことにより、間接的に学校における読書活動支援を行った。 電子ネットワーク整備については現状未実施であり、どのように構築するのか検討が必要である。 図書の貸出冊数も増加しており、読書活動に関する理解と関心の普及を図ることができた。	継続実施
81	北関東中学校野球大会	青少年の健全育成と軟式野球の普及発展を図る。 参加中学校91校(茨城県58校・栃木県33校)によるトーナメント戦 (対象) 中学生(茨城県58校・栃木県33校)	継続	社会体育課	開催 7月26日から7月31日 6日間 参加校 92校	青少年の健全育成と軟式野球の普及発展が図られた。	継続実施
82	中学生男女・バレーボール・ソフトテニス・卓球・男子サッカー大会	結城市近隣中学校の参加を得て開催することにより、各種スポーツの普及・発展と中学校生徒の精神的・身体的な育成を図ると同時に、スポーツマン精神の高揚と近隣中学校の親睦を図る。 ・茨栃中学校女子バレーボール大会 ・近県中学校ソフトテニス結城大会 ・近県中学校卓球結城大会 ・近隣中学校男子サッカー結城大会 ・近隣中学校男子バレーボール結城大会 (対象) 県西地区および近隣(栃木県)中学校	継続	社会体育課	ソフトテニス5月7日開催 (参加校 男:26校,女29校) 卓球 5月14日開催 (参加校 男:33校,女26校) 男子バレー5月27日開催(参加校 16校) 女子バレー5月28日開催(参加校 30校) サッカー 5月6・14・21日開催(参加校 36校)	各種スポーツの普及・発展と中学校生徒の精神的・身体的な育成を図ると同時に、スポーツマン精神の高揚と近隣中学校の親睦が図れた。	継続実施
83	結城シルクカップロードレース大会	青少年から高齢者まで参加者相互の親睦を深めると共に強健な体力と旺盛な気力を養い、スポーツの発展向上を図るオープン参加によるロードレース大会を開催する。 【種目】小学生1~3年親子ペア(2km)・小学生男女(2km)・中学生男女(3km)・一般男女(5km・10km) (実施方針) メイン会場として使用する陸上競技場及び進入口等の早期改修を図る。また参加人数の確保に努める。	継続	社会体育課	開催日 H19.2.19 参加申込 2,241人・組 当日参加者 1,755人・組 【種目】 小学生1~3年親子ペア(2km) 小学生男女(2km) 中学生男女(3km) 一般男女(5km・10km)	青少年から高齢者まで参加者相互の親睦を深めると共に強健な体力と旺盛な気力を養い、スポーツの発展向上が図れた。	継続実施
84	市民スポーツ・レクリエーション祭り	スポーツ・レクリエーションを楽しむ全市民が同時に集う祭りを開催し、市民の交流を図ると同時に楽しく健康づくりを目指す。 【種目】卓球・バドミントン・チャレンジゲーム・球速測定・スマイルボリング・スポーツチャンバラ・エアロビクス・パークゴルフ・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ・ウォークラリー・ソフトテニス等 (対象) 子どもから高齢者まで、全市民	継続	社会体育課	開催日 10月9日 鹿窪運動公園 参加者延べ1,400名	市民の交流が図れた。また、同時に楽しく健康づくりに寄与した。	継続実施
85	ニュースポーツの普及推進	ニュースポーツを紹介しその普及、推進を図る。 (実施方針) 体育指導員を中心としたニュースポーツの普及を推進する。 (対象) 子どもから高齢者まで	継続	社会体育課	市民スポーツ吹き矢教室 開催日 計5回 参加者 延べ 51名	子供から高齢者までニュースポーツを紹介しその普及、推進が図れた。	継続実施
86	わんぱく親子スキー教室	初心者から中級者程度をクラス分けし、体育指導委員によるスキー技術習得・向上を目指す。 (対象) 小学3年生以上の親子(子どものみの参加も可)	継続	社会体育課	1月20日開催 場所 エーテルワイススキー場 参加者30名	初心者から中級者程度をクラス分けし、スキー技術習得・向上が図れた。	継続実施

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
87	市民まつりNOPPE開催事業 祭りゆうき	市民の手作りのお祭りを通じ、市民と地域のつながりを再確認すると共に、三世代間のふれあいと対話・強調する心を育むことを目的とする。 (実施方針)文化意識の向上や結城市の文化特性を見出すような事業展開を図るとともに、参加者の拡大を図っていく。 (対象)全市民	継続	商工観光課	平成18年度からイベントに関しては結城市観光協会の主催事業となったため実施しなかった。ただし、NOPPE及び紬のふるさと結城祭りの成果をいかし踊りを核とした「祭りゆうき2006」を北部市街地で10月21日、22日の2日間に渡り開催した。	踊りを核とすることで、多くの市民団体に参加してもらい、地域や世代間の交流が図れた。 市内の幼稚園や子どもたちの舞祭など多くの市民団体が参加し、地域及び世代間の交流に寄与した。新しい祭りとして行ったため準備に手間取り、参加呼びかけが不十分であった。	継続実施 「NOPPE」及び「紬のふるさと結城祭り」の成果をいかし、新しい祭りとして「祭りゆうき」を実施
87(市民まつりNOPPE開催事業)は、名称を変更し「祭りゆうき」とする。							
	祭りゆうき事業	市民の手作りのお祭りを通じ、市民と地域のつながりを再確認すると共に、三世代間のふれあいと対話・強調する心を育むことを目的とする。 (実施方針)文化意識の向上や結城市の文化特性を見出すような事業展開を図るとともに、参加者の拡大を図っていく。 (対象)全市民	継続	商工観光課	平成18年度からイベントに関しては結城市観光協会の主催事業となったため実施しなかった。ただし、NOPPE及び紬のふるさと結城祭りの成果をいかし踊りを核とした「祭りゆうき2006」を北部市街地で10月21日、22日の2日間に渡り開催した。	踊りを核とすることで、多くの市民団体に参加してもらい、地域や世代間の交流が図れた。 市内の幼稚園や子どもたちの舞祭など多くの市民団体が参加し、地域及び世代間の交流に寄与した。新しい祭りとして行ったため準備に手間取り、参加呼びかけが不十分であった。	継続実施 「NOPPE」及び「紬のふるさと結城祭り」の成果をいかし、新しい祭りとして「祭りゆうき」を実施
88	子ども会活動の支援	子ども会活動を支援するため、子ども会育成連合会との連携を図りながら支援を行う。また子どものリーダーや子ども会指導者の育成を図る。	活動の充実	生涯学習課	単位子ども会数 96団体 年間計画に基づいて、市子ども会育成連合会と連携を図りながら事業を実施した。また平成18年度において、単位子ども会会長に地域での活動内容をアンケート調査し、46団体より回答があり、冊子にまとめて全会長宛に配布した。 6/11 リーダー研修「KYT研修」 江川北小体育館 184名 【各地区球技大会】 8/5 結城地区 野球、ビーチボールバレー 8/6 絹川地区 キックベースボール、ビーチボールバレー 8/6 上山川地区 キックベースボール 8/5 山川地区 ドッチボール 8/6 江川地区 野球、キックベースボール 12/3 結城郷土かるた取大会 個人:122名、団体9チーム 2/18 雪国で遊ぼう 那須甲子青少年自然の家 41名(子ども36名、大人5名)	今後も市子ども会育成連合会と連携を図りながら、継続して実施する。各単位子ども会への活動に関するアンケート調査については、他の地域の活動を知りたいという声も根強いことから、必要に応じて実施したい。(実施頻度は未定)	継続実施
89	子育て関連情報を一括して掲載するホームページの作成	「結城市お知らせ版」に随時掲載している情報を、一括して掲載するホームページを作成する。 (実施方針)子育て関連情報の統合化 (対象)すべての子育て中の保護者	実施	社会福祉課	子育て支援センターのホームページにより情報の提供を実施。	子育て関連情報の充実を図りたい。	継続実施
90	メールによる子育て応援相談室	子育ての不安や悩みを持つ保護者からの相談をメールで受け付ける。 (実施方針)相談体制を充実 (対象)すべての子育て中の保護者	実施	社会福祉課	未実施	実施に向け検討 顔の表情、声のイントネーション等相手の感情が見えない相談は、非常にアドバイスが困難である。	検討
91	子育て支援メールマガジンの発行	子育て関連イベントの情報を、メールマガジンで発信する。 (実施方針)メールを利用していない方・メールマガジンを購読しない方については、ゆうき図書館にて印刷物の閲覧を可能とする等、工夫をこらして情報の周知を行っていく。 (対象)すべての子育て中の保護者	実施 (図書館)	【複】社・図 社会福祉課 図書館	支援センターが発行している「ぼぼ通信」の空きスペースを利用し情報提供している。	メールによる情報の発信を検討していきたい。	実施に向け検討

事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
				実績	事業に対する補足説明	
92 健康相談	定例の「健康相談日」(毎月2回・2会場)の開催及び専門医による「心の相談」(毎月1回、健康増進センター)を開催しているほか、随時電話でも対応する。 (実施方針) 育児支援の充実 (対象) 乳幼児とその保護者	継続	健康増進センター	定例健康相談 24回:延65名 心の相談 11回 思春期相談3名 その他電話相談,随時:370件	相談内容をみると、殆ど継続性がないものだが、身近に相談できる機会が多数あることが必要である。	継続実施
93 のびのび子育て相談事業	子育てに不安や悩みを抱く保護者に対し、のびのび子育て相談員による相談事業を行うとともに、親子の関わり的重要性と関わり方を保護者に伝える。また、「のびのび子育てだより」により育児情報の提供、乳児健診において子育て支援教育を行う。 ・5カ月児健診で親子遊びの紹介 ・予防接種会場で子育て相談 ・子育てサークル活動中の子育て相談 ・子育てだよりの作成 ・スキルアップのための研修 (実施方針) 事業のPRを図り、活動の安定と拡大を図る。 (対象) 乳幼児と保護者	継続	健康増進センター	相談員数6名 相談回数34回 (予防接種時11回健診時23回) のびのびだより3回発行 研修会参加2回 連絡会議1回	教育内容の統一化や、社会福祉協議会の子育てサポーター養成講座への自主参加など、相談員それぞれがスキルアップに努めた。乳幼児や保護者の個性やプライバシー保護にも配慮し、実施できた。	継続実施
94 要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、情報や考え方を共有し、関係機関の連携、協力の強化を図る。 (実施方針) 児童虐待ネットワークを発展させ、協議会の早期設置を目指す。また要保護児童に対する相談体制を整備する。 (対象) 関係団体	実施	社会福祉課	NO41,42と統合 要保護児童対策地域協議会の発足	関係者により構成される要保護児童対策地域協議会の発足した。	今後、要保護児童の適切な保護を図るための協議を行う。
95 地域子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 (対象) 就学前及び未就園児を持つ保護者等	(平成17年度) 実施	社会福祉課	延べ利用者 子 7922人 保護者 6818人 相談者 1862人 (内電話相談39件 面接相談16件 グループ相談135件 活動中相談1650件)	利用者・相談者が増加しており、子育て中の親子等に利用しやすい場を提供できた。	継続実施
96 子育て広場	乳幼児の親子が集い、相談や交流ができる「子育て広場」を設置し、母親の育児不安の解消と子どもの健やかな成長を図ることにより、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。 (対象) 就学前児童のいる保護者	地域子育て支援センターへ移行	社会福祉課	子育て支援センターにおいて、相談事業や子育てサークル活動支援事業として「子育て広場」として実施してきた内容を継続して実施している。	発展的に解消した。	今後も継続して、育児中の保護者の相談、情報提供や子育てサークルの支援を実施していく。事業は子育て支援センター事業に統合
96(子育て広場事業)とは、子育て支援センター事業の一環である相談事業であるので、95に統合する。						
97 子育てサポーター事業	育児の手助けができる人(協力会員)と、育児の手助けが必要な人(利用会員)を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて育児の手助けができる協力会員を紹介する。 (実施方針) ファミリーサポートセンター事業に移行していくため、利用会員数の増加を図っていく。利用料金の負担軽減について検討を行う。 (対象) 市民	ファミリーサポートセンター事業への移行	社会福祉課	利用会員数:19人 協力会員数:18人 登録会員数合計:37人 利用時間数:537時間	多児保育の場合についての協力会員への支払い料金設定を変更した。相互扶助の機能を支援することで、子育て環境を整備できた。 ファミリーサポートセンター事業意向のため広報を実施	継続実施
98 子育てサークル育成支援事業	子育てグループが自主的な活動ができるように支援し、親の孤立感や育児不安の解消を図り、母親の育児力を向上させる。さらに子ども同士の関わりから子どもの心の健やかな発達を助長する。 (実施方針) グループ・リーダーの母親の力量アップに向けて支援を行っていく。 (対象) 0歳～未就園児親子	継続	健康増進センター(子育て支援センター)	3グループが活動 活動回数 計65日 延べ参加人数 2015人	グループが自主的に活動できるよう引き続き支援していく。	継続実施

事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
99	つどいの広場事業	乳幼児を持つ親とその子どもが集い、交流を図ることや、ボランティアによる育児相談等行う場を地域に設置し、子育て環境の整備を図る。 (実施方針) ボランティアの活用を図り、子育ての負担軽減を図る。	検討	社会福祉課	未実施	つどいの広場事業としては、実施していないが、子育て支援センターにおいて同内容の事業を実施している。 ただし、子育て親子が集まれる場等は、身近にたくさんあった方が孤立感の解消等に繋がるため今後において実施する方向で検討してしていく。	検討
100	街角すこやかルーム整備事業	既存の空施設を利用して、子どもの一時預かり施設を地域に設ける。 (実施方針) ボランティアを活用した一時預かりの実施。 (対象) 児童及び保護者	検討	社会福祉課	未実施	街角すこやかルーム事業としては、実施していない。今後、ファミリーサポートセンター事業に拡大し、預かり場所が必要となったときに検討する。現在は、子育て支援センター、公民館を利用している。	検討
101	家庭教育学級	家庭の教育力の向上のため、親の家庭での在り方について学習し、現在にふさわしい家庭教育の確立を図る。各学級の役員が中心となってその実態に応じて、年6回程度の学習計画を立て、計画に基づいた学習を実施する。各学級生がお互いに協力しながら、学習の運営をし、自立心が高まっている。また、情報交換も密に行っている。 (実施方針) マンネリにならないよう、学習に関する様々な情報を提供していく。 (対象) 市内幼稚園・小中学校に通園・通学している子どもをもつ親	継続	生涯学習課	指定・自主学級生数1,489名 学習開催数のべ149回 参加者数のべ3,058名 H19年2月25日(日)家庭教育講演会実施 講師:小野沢 正俊先生 参加者数88名 指定・自主ともに活動計画を立て、学級ごとに年間6~7回の学習を継続的に集団的に実施している。講話・親子レク・郊外学習・実技研修などを取り入れながらお互いに交流を持ち、情報交換しながら親としての在り方や子育てについて学んでいる。	家庭教育学級での学習会を重ねることにより、学級生同士が仲良くなり、地域や子どもへの良い影響を与えることができた。また、家庭教育講演会に参加し、自分の子育てを見つめなおし、家庭での親の在り方について考えるきっかけとなった。家庭教育講演会においては、より多くの親が参加できるように今後も市内全幼稚園・保育所・保育園へ参加を呼びかけるとともに、市広報でもPRし、継続していくことが大切である。	継続実施
102	三世代交流 (親子体験教室)	親子(祖父母・孫)がともに参加でき、共通の体験・感動をとおして世代間の交流を深めることにより、地域及び家庭の養育力の向上を図る。 (実施方針) 地域指導者の育成と、協力体制の確立を図る。 (対象) 学校・地域・家庭	継続	生涯学習課	結城支部『三世代芸術鑑賞会』 参加 約990名 城南支部『城南まつり』 参加 約1,090名 結城西支部『陶芸教室 外』 参加 約940名 城西支部『ふれあい広場』 参加 約450名 絹川支部『親子まつり』 参加 約200名 上山川支部『上小フェスタ』 参加 約650名 山川支部『親子つり大会 外』 参加 約370名 江川支部『江北まつり』 参加 約650名 『江南小まつり』 参加 約280名 昔遊びなどの伝承を老人会を招き実施したり、各小学校ごとに地域性を生かした個性のある交流事業を実施した。	各支部における三世代交流事業を実施したことにより、親子や祖父母、地域との交流が深まったばかりでなく、地域で子どもを守り育てていく意識を再認識でき、よりよい環境作りの基礎となった。	継続実施
102	親子体験教室	親子(祖父母・孫)がともに参加でき、共通の体験・感動をとおして世代間の交流を深めることにより、地域及び家庭の養育力の向上を図る。	継続	生涯学習課	県畜産センターでバター作り・模擬牛での搾乳体験・子牛とのふれあい。 笠間において陶芸体験を行った。 バス2台 約70名	緑豊かな環境の中で、自然や動物に親しみながら、親子のふれあいや家族同士の交流を深められた。	継続実施



事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
103	子育て支援エンジョイ・プレイルーム事業	子育てのノウハウを楽しく学びながら、たくさんの仲間と交流し、悩みを話したり情報を交換し、楽しい一時を託児付き講座や子育て応援広場で心身ともリフレッシュし、いきいき子育てを応援する。 (実施方針) ボランティアのスタッフだけでなく、子育て中の保護者自らが運営に参加できるように検討し、拡大・拡充を図る。 (対象) 子育て中の親子、子育て支援者として活動している者	継続	生涯学習課	第5週を除く、毎週月・水曜日に実施(月;南部コミュニティセンター、水;公民館) 実施日数 月曜日が41日延べ利用者1,277名 水曜日が44日延べ利用者795名 計2,072名	月曜日の利用者は定着しつつあり、水曜日が少ないのは他施設における利用が考えられ曜日等の工夫が求められる。子育て支援エンジョイ・プレイルームも実施以来4年が経過し、発足当時は南部コミュニティセンターのみ実施であり、現在は公民館の2ヶ所を実施し、各施設とも毎月4回実施し利用者には好評である。	継続実施
104	少子化対策医療費助成事務事業	妊産婦、乳児、幼児(未就学児)医療福祉費受給者が医療機関に支払う外来一部負担金(医療機関1回600円、1ヶ月2回まで)入院一部負担金(1日300円、1ヶ月3000円まで)を越えた金額を市が支援して支払いをする。所得制限なし。 (対象) 妊産婦、乳幼児(未就学児)	対象年齢 就学前まで	保険年金課	利用人数 妊産婦: 29名 乳幼児: 212名	茨城県医療福祉費制度の所得制限で、県の制度が受けられない妊産婦・乳幼児が、県の制度と同じ医療費の助成を受け、子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。妊産婦と乳幼児の所得制限撤廃により、妊産婦・乳幼児の誰でも利用でき、安心して子育てが出来るようになった。	継続実施
105	妊産婦・乳幼児医療費軽減の実施	妊産婦、乳児(0歳児)、幼児(未就学児)の者またはその扶養義務者に対し医療機関ごとに外来(1日600円、一ヶ月2回1200円)入院(1日300円、1ヶ月3000円まで)を自己負担金の限度とする医療費支給制度を実施する。所得制限あり。 (対象) 妊産婦、乳幼児(未就学児)	対象年齢 就学前まで	保険年金課	利用人数 妊産婦: 222名 乳幼児: 1606名	罹患率の高い乳幼児が必要な時に受診でき、乳幼児の健全な育成を担っている。また、子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。妊産婦と乳幼児の受給者家庭で、安心して子育てが出来るようになった。	継続実施
106	母子家庭等医療費助成	母子家庭の母子・父子家庭の父子の者で18歳未満の児童を養育している者及びその児童あるいは20歳未満の高校在学者または障害児を養育している者に対し所得制限を設けて医療機関ごとに外来(1日600円、一ヶ月2回1200円)入院(1日300円、1ヶ月3000円まで)を自己負担金の限度とする医療費支給制度を実施する。	継続	保険年金課	利用人数 母子家庭の母と子 946名 父子家庭の父と子 74名	母子家庭の母子、父子家庭の父子が必要な時に受診でき、母子・父子家庭の子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。母子家庭の母子・父子家庭の父子が、安心して子育てが出来るようになった。	継続実施
107	心身障害児通院等交通費助成	医療機関、機能回復訓練(結城市内)への通院、通所のタクシー代を支給する。 上限月額 5000円 (対象) 以下の者で結城市に住民票があるもの 身体障害児1、2、3級該当者 視覚障害児4級、肢体不自由下肢4級 療育手帳 A、A	継続	社会福祉課	上限月額 5000円 所得制限有り 実利用者数31人 補助金額: 712,780円	心身障害児者の交通費(タクシー代)を助成することにより治療及び機能回復訓練のための経済的支援をすることができた。	継続実施
108	幼稚園就園奨励費の支給	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図る。 (対象) 幼稚園児の保護者	継続	学校教育課	該当園児数 344人 補助金額 24,861,600円	所得の状況に応じた保護者の経済的負担の軽減が図れた。また、公私立間の格差是正が図れた。	継続実施
109	母子家庭等児童学資金の支給	母子家庭、父子家庭又は両親のいない家庭の義務教育就学中児童1人につき年額10,000円を支給する。これにより就学上の不安を解消する。(所得制限あり) (実施方針) 父子家庭へのPRを実施する。 (対象) 離婚や死亡等により両親又はその一方がいない家庭の義務教育就学中の児童を養育している者。	検討	社会福祉課	年額1万円(第2子以上3千円加算) 支給件数230件(内父子家庭6件) 第1子 142世帯 第2子 80世帯 第3子 8世帯	母子家庭の申請が多いので、広報等により父子家庭へPRを実施した。	継続実施
110	すこやか子育て奨励金の支給	結城市に3年以上居住し第3子以上を出産し、その後1年以上養育した人に金券を支給 第3子 5万円 第4子以上 7万5千円	検討	社会福祉課	支給実績 37人 第3子26人 第4子以上11人 計37人	平成17年度児童手当法改正に伴い支給額を1/2とした。奨励金の支給により、多子家庭に経済的な支援を実施した。	継続実施

事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
				実績	事業に対する補足説明	
111 就学の援助	すべての児童生徒が円滑な義務教育を受けられるよう、経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費(部外活動費・修学旅行費・新入学用品費含む)、給食費、医療費等、保護者負担の一部を援助する。 (対象) 小学校及び中学校の児童生徒	継続	学校教育課	小学校 142名 8,245,448円 中学校 90名 9,112,624円	経済的な理由により、学用品等の購入費や学校行事参加費の支出が困難な家庭に対し、その費用を援助することにより児童生徒が義務教育を等しく受けることができた。	継続実施
112 奨学基金貸付制度	市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者に対して、学費を貸与し、就学の支援を行う。	継続	学校教育課	結城市奨学金 5名 乙女屋奨学金 3名	8名の進学者に対し学費を貸与したことにより、有為な人材の育成が図れた。	継続実施
113 児童手当	児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としている。所得制限あり。 支給額 第1・2子月額5,000円 第3子以降月額10,000円 (対象) 小学3年生までの児童の養育者	継続	社会福祉課	第1・2子月額5千円 第3子以降月額1万円 2,6,10月に支給 受給者数3214人	法改正により支給対象年齢が小学校6年生までに拡大された。(平成19年4月から) 法改正により支給対象年齢が拡大され、家庭の負担を軽減することができた。	継続実施
114 児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親と生計をとめていない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している者に対し、負担の軽減を目的とする。 (実施方針) 父子家庭への支援について考慮していく。 (対象) 父親がいない18歳以下の児童を養育する母、又は母にかわってその児童を養育する者	継続	社会福祉課	月額9,850円～41,710円 所得額に応じて設定 4・8・12月に支給 受給者数390人 全部支給:230人 一部支給:160人	父母の離婚などにより、父親と生計を共にしていない児童を養育している者に対し、手当てを支給することにより経済的援助を得ることができた。	継続実施
115 障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、これらの重度障害児に対し、その障害による、物的かつ精神的な特別の負担の軽減を目的とする。 (対象) 日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児(20歳未満)	継続	社会福祉課	延受給者数222人	保護者の子育てを支援するとともに、重度障害児の心身の発達に貢献することができた。	継続実施
116 在宅重度心身障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、これらの重度障害児に対し、その障害による、物的かつ精神的な特別の負担の軽減を目的とする。 (対象) 身体障害者手帳の交付を受けた者又は知的の発達が遅れている常時介護を必要とする重度の障害児(20歳未満)	継続	社会福祉課	延受給者数 898人 (県補助 698人) (市補助 200人)	保護者の子育てを支援するとともに、重度障害児の心身の発達に貢献することができた。	継続実施
117 通常保育事業	保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 (実施方針) 受け入れ体制を強化していく。 (対象) 保育所	公立3箇所200人 私立8箇所845人 計1045人	社会福祉課	公立3箇所 193人 私立8箇所 812人 市外委託 24人 計 1029人(定員1005人)	保育に欠ける児童に保育サービスを提供することができた。	継続実施
118 保育内容と運営の充実	保育所保育指針に沿って児童の処遇を行う。 (実施方針) 保育連絡会において保育指針にしたがった保育内容と運営の充実を図るように協議する。 (対象) 公立及び私立保育所	園長会議(保育連絡会)最低月1回	社会福祉課	公立所長会議 月1回以下 園長会議(公立・私立)1回	保育連絡会の園長会議によって保育内容と運営の充実を図ることができた。	継続実施
119 保育士等の研修参加	必要な知識の習得と技術の向上のため、茨城県社会福祉協議会や茨城県保育協議会及び結城市保育連絡会等の開催する各種研修会に参加する。 (実施方針) 保育連絡会の中で研修会を実施する等、積極的に推進していく。 (対象) 保育士、調理師、栄養士	継続	社会福祉課	公立保育所実施状況 延べ参加者数67人	保育士の資質の向上を図ることができた。 公立保育所のみの実績であり、民間保育所の研修について把握していない。	継続実施
120 第三者委員会の設置(苦情解決の体制整備)	苦情を密室化せず、公平なルールに基づいて適切に対応することにより、利用者と事業者の間の円滑・円満な解決を促進し、利用者の満足度の向上と適切なサービス利用が可能となるとともに、事業者の信頼や適正性を確保する。 (実施方針) 公立保育所への設置を進める。 (対象) 公立および私立保育所	全保育所(園)11箇所	社会福祉課	私立保育園全8箇所設置 公立保育所未設置	公立保育所の第三者委員会の設置を進める。	公立保育所への検討と実施

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
121	保育所(園)情報の充実と公開 公立保育所のホームページの開設	保育所(園)選択の便宜を図るため、各保育所(園)の案内パンフレットを作成し、福祉事務所窓口や各保育所(園)に備え付ける。 (実施方針)市のホームページへの掲載情報を拡大していく。 (対象)保育所(園)の利用を希望する市民	保育所ごとのホームページを作成	社会福祉課	パンフレットのみ。 ホームページ上での入所案内、申し込み様式のダウンロードを可能に。一部民間保育所へのリンク。	入所案内等はのダウンロードサービスは、一歩前進したものである。	今後各保育所のホームページを開設予定
122	老朽化した保育所の改修	老朽化し、安全性に問題がある保育所施設について、園児の安全性を確保するための改修・改築を行う。	改修・改築の実施	社会福祉課	民間保育園(みくに)の改築	17年度からの継続	今後も安全性を確保するように、計画的に改修等に対応する。
123	乳児保育	入所対象年齢0歳から保育を行う。 (実施方針)ニーズに応じて対応していく。 (対象)保育所(園)	継続	社会福祉課	全保育所受け入れ 民間保育所乳児受け入れ延べ人数723人	乳児を受け入れることで安心して働くことのできる環境の整備が図れた。	継続実施
124	延長保育	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の増加に対応して保育時間の延長をおこなう。 (実施方針)すべての保育所の開所時間が7時から18時までになるようにしていく。 (対象)保育所(園)	1時間延長10箇所 2時間延長1箇所	社会福祉課	11時間を超え開所する保育所 30分延長 2箇所 40分延長 1箇所 1時間延長 4箇所 1時間30分延長 1箇所	11時間を超えて開所時間を延長して子どもを受け入れることで、安心して働くことのできる環境の整備が図れた。	継続実施
125	休日保育	日曜・祝日に、保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 (対象)保育所(園)	3箇所	社会福祉課	2箇所(つくば、みくに) 延べ利用児童数 228名	休日に児童を受け入れることで安心して働くことのできる環境の整備が図れた。	継続実施
126	保育所地域活動事業	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用していくため、障害児の受け入れ等、地域の需要に応じた幅広い活動を推進する。 ・世代間交流事業 ・育児講座、子育て・仕事両立支援事業 ・小学校低学年児童の受け入れ事業 (実施方針)低学年児童の受け入れに関しては、学童クラブで対応していく。 (対象)保育所(園)	世代間交流8箇所 異年齢児交流8箇所 育児講座・両立支援3箇所	社会福祉課	世代間交流 5箇所 異年齢児交流 5箇所 育児講座 1箇所	世代間・異年齢児交流を実施することで、子の社会性を身につけることができた。	継続実施
127	一時保育	普段は家庭で児童を養育している保護者の、病気や家族の介護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や、育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育所において保育をおこなう。 (実施方針)ニーズを考慮して検討を行う。 (対象)保育所(園)	2箇所	社会福祉課	2保育園で実施(たま、みくに保育園) 延べ利用人数 1922人	18年度から新たに2保育園において実施した。	継続実施
128	病後児保育	病気が回復しつつある子どもを病院や保育施設などで看護師等が預かったり(施設型)、病児宅や保育者宅等で預かる。 (実施方針)ニーズを考慮して検討を行う。 (対象)保育所(園)	検討	社会福祉課	未実施	実施できる施設がない状況である。	検討
129	幼小交流事業	園児が小学校にスムーズに接続出来るよう幼稚園と小学校の交流を行う。 (実施方針)幼小の連携を強化し、園児が小学校にスムーズに接続出来るよう事業を充実し継続をする。	継続	学校教育課	幼小交流実施校数 9校 年1～3回実施	幼稚園・保育園児が、小学校行事への参加を実施することにより学校への接続が容易にできた。	継続実施
130	幼稚園ふれあい事業	幼稚園の有する専門機能を地域住民のために活用することを目的とし、地域とのふれあい事業を実施する。 (実施方針)幼稚園・保護者との連携を強化し、内容を充実する。 (対象)幼稚園保護者	継続	学校教育課	市内私立幼稚園 3園 70,000円/1園	敬老会等への訪問を実施することにより、地域との交流が図られた。	継続実施

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
131	地域の「幼児教育のセンター」としての運営の充実	幼稚園開放と各種行事招待・子育て相談等を行い、地域に啓発する。 (実施方針) 親子の健全な育成を考慮し、電話相談・来園相談等を実施する。 (対象) 園保護者・園外未就園児保護者と幼児	継続	学校教育課	実施	保護者からの子育てに関する相談を行い、幼児教育の支援を図った。保護者の要望に応じた効果的な子育て相談ができた。民営化後も引き続き、幼児教育の支援を図る。	継続実施
132	幼稚園情報の提供	幼稚園が持つ機能の理解の促進を図るため、情報の提供を行う。 (実施方針) 子育て情報誌への掲載やホームページの開設などにより情報を提供する。	ホームページの開設	学校教育課	実施	子育て情報誌等に情報の提供を行い、幼稚園児が持つ機能の理解の促進を図った。	継続実施
133	研修の参加	必要な技術の習得と技術の向上のため、市教育研究会において実施する研修に参加する。 (実施方針) 研修会に積極的に参加することにより、資質の向上を図る。	継続	学校教育課	実施	研修会の参加により、資質の向上が図られた。	継続実施
134	幼稚園での「家庭教育学級」の充実	親としての資質向上の為、保護者同士の交流・学びあいを行い、園内・園外研修を実施する。 (実施方針) 体験的内容や方法を取り入れた講座開設を計画する。保護者全員の入級を目指し内容の見直しと啓発を行う。 (対象) 幼稚園保護者	私立幼稚園の実施を検討	生涯学習課	私立幼稚園に家庭教育講演会への参加を呼びかけた。 平成19年2月25日(日)情報センター、演題「今親がやらなければならないこと-こんな接し方で子どもは変わる」 講師:小野沢 正俊先生	民間幼稚園には園の方針もあり、行事への参加を困難とするところもある。今後も、家庭教育講演会などへの参加について、継続して呼びかけていく。	継続実施
135	学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	仕事等により昼間、保護者等が不在の小学校低学年児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る。 (実施方針) すべての小学校単位で学童クラブを設置できるよう事業を推進する。 (対象) 小学校1～3年生の児童	9箇所	社会福祉課	実施 6箇所 平均登録児童数 239人	絹川小に開設した。	継続実施
136	学童クラブ実施方法の検討	学童クラブの設置に関し親の負担軽減を図るため、実施方法を検討する	検討	社会福祉課	未実施	未実施	検討
137	活動の場・機会の情報提供	ボランティアが協力できる子育て支援に関する情報を様々な方法により提供する	実施	社会福祉課	広報等により子育てサポーター会員の呼びかけを実施	効果的な方法を検討し、実施していく。	継続実施
138	ボランティア講習会の開催	活動分野が拡大、専門化していることにより、ボランティアとし携わる人材の育成及び技術の向上を目指し、講習会を開催する。	実施	社会福祉課	社会福祉協議会において子育てサポーター研修の一環として実施。	効果的な方法を検討し、実施していく。	継続実施
139	児童委員との連携の強化	ボランティアと地域の担い手である児童委員との連携を強化する。 (実施方針) 情報の提供や共有化による連携の強化	継続	社会福祉課	毎月定例会及び運営委員会の開催	民生委員に対し、情報の提供を的確に実施した。	継続実施
140	ゆうき女性会議	たまたまゆプランの進捗状況のチェック、男女共同参画に関する啓発活動等により、市民と行政の協働によるプランの推進をする。 (実施方針) 活動の対象を既存の団体や組織にこだわらず、多くの市民に参画を拡大するためのネットワーク化を図る。 (対象) ゆうき女性会議会員	継続 会員数増加	女性政策室	会員数34人 ・各種啓発活動 ・男女共同参画啓発誌「たまたま～ゆ」を市女性行政ワーキング会議と協働で作成 ・県事業地域づくり支援隊派遣事業(「自然にわくわく」プロジェクト) ・男と女・ハーモニーフォーラム2006参加 他	より理解しやすい男女共同参画の啓発誌を作成することができた。 地域づくり支援隊派遣事業により地域振興を目的とした里山で子ども達が自然とふれあうイベント「自然にわくわく」の実施に向けて検討・学習をした。 会員が減少傾向にあるため、新しい会員の勧誘や活動のPRをしていく必要がある。	継続実施

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
141	男女共同参画団体別学習会	男女共同参画について市民に広く理解を得るために、講師及び実践者が団体に出向いてPR活動を行う。 (実施方針) 男性がいる団体など、より多くの団体を対象に開催し、広く市民にPRする。 (対象) 市内各団体	開催 年4回 対象 男性がいる団体	女性政策室	3回開催 家庭教育学級代表者・担当者説明会(講話) 参加者:55人(男性11人 女性44人) 男と女・ハーモニーフォーラム2006(寸劇) 参加者:850人 ラベンダーカップ・ビーチボールバレー大会主将会議(講話) 参加者:女性30人	男と女・ハーモニーフォーラム2006においてゆき女性会議が寸劇を公演し、多くの人に啓発をした。 男性を対象とした啓発機会が少なかった。 開催回数を増やし、参加者の増加を図る。 男性、地域、事業所など働きかけの少ない分野を対象とした学習会を開催する必要がある。	継続実施
142	男女共同参画推進講座	男女共同参画の視点に立ったリーダーとなる市民の養成を目的として開催する。 (実施方針) 講義内容等を検討し、参加者の増加を図り、市民の社会参加の場での能力向上を目的とする。 (対象) 全市民	継続	女性政策室	「リーダーとしてのコミュニケーション術(話し方・聴き方)」参加者:女性13人 「DVって何? - 加害者心理から背景を探る -」参加者:50人(男性11人 女性39人) 「女性のための楽しい仲間づくり」(2回講座) 参加者:44人(男性1人 女性43人)	ゆき女性会議(市民団体)による地域リーダー養成講座を開催し、参加者と企画者、双方のエンパワーメントを図ることができた。 課題として残されている分野や要請のあるものの中から総合的に検討し、開催テーマを選定する必要がある。	継続実施
143	男女共同参画推進講演会	多くの市民に男女共同参画の認識を深めてもらうことを目的として開催する。 (実施方針) テーマ・講師選定等、市民の意見をできるだけ反映して開催する。開催後はアンケートとり、成果をチェックする。 (対象) 全市民	継続	女性政策室	県事業「男と女・ハーモニーフォーラム2006」を開催(後援:結城市) 内容:基調講演、寸劇2題 参加者:850人	県事業「男と女・ハーモニーフォーラム2006」を結城市民文化センター「アクロス」大ホールで開催することにより、多くの参加者に男女共同参画について理解を深めていただくことができた。 市民と行政が協働により実施するために、公募委員を含め市民を中心とした実行委員会を組織する必要がある。	継続実施
144	たまたゆプランの推進	男女共同参画社会の実現をめざして、市民・行政・企業が協働して取り組むことを基盤に策定されたプランを推進する。 基本構想 平成14年度～平成22年度組織体制 ・プラン推進委員会 ・庁内行政推進会議 ・庁内ワーキング会議 (実施方針) 社会情勢の変化や進捗状況によって、適切な見直しを行い、事業の効率的推進を図る。 (対象) 全市民	継続	女性政策室	評価指標を設定し129の事業を対象にしたたまたゆプランの進捗状況調査及び評価を実施した。 評価結果をプラン推進委員のコメントと併せてホームページ上に公表した。	評価指標を設定することにより、進捗状況を明確にした。 進捗状況調査及び評価を実施することで明確になった進んでいない分野(労働・女性の参画・相談など)を積極的に推進する。	継続実施
145	男女共同参画関連の広報活動	広報、HP等に男女共同参画関連の記事を掲載し、市民にPR・啓発をする。 (実施方針) 市民にわかりやすい内容の記事で情報を提供する。連載記事等検討。 (対象) 全市民	継続	女性政策室	『広報結城』 ・6月号に後期たまたゆプランダイジェスト版を6P掲載 ・H18年7月～H19年3月まで毎月男女共同参画社会のコーナーに記事を掲載(ゆき女性会議の記事を2回掲載し市民側から情報を発信した。) 『ホームページ』 ・後期たまたゆプランダイジェスト版を掲載 ・たまたゆプランの進捗状況及び評価結果とプラン推進委員のコメントを掲載	広報結城6月号に後期たまたゆプランダイジェスト版を掲載することで全市民に向けてプランを周知した。 ホームページに進捗状況調査及び評価結果を公表することで、市民に市の男女共同参画の推進状況を発信した。 広報結城やホームページに掲載している男女共同参画の広報についてより関心を得られるような掲載の方法を検討していく。	継続実施

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
146	有害環境対策推進事業	青少年にとって好ましくないとされる施設、環境の調査及び浄化活動を行い、青少年の健全育成を図る。 ・図書等自動販売機の点検活動 ・青少年の健全育成協力店の拡大:ゲームセンター、店舗等への健全育成協力依頼(入店年齢制限、時間の徹底)、コンビニエンスストア、書店への万引き防止運動依頼、ステッカーの配布 ・関係団体:青少年育成結城市民会議、青少年相談員 (実施方針) 青少年が集う店舗等への重点的な巡回活動の実施。市民団体と協力し環境浄化の推進。 (対象) 市内のコンビニエンスストア、ゲームセンター、図書等自動販売機	市内図書等自動販売機設置台数減少 青少年健全育成に協力する店登録店舗増加	生涯学習課	・市内図書等自動販売機設置台数 6台(内1台は故障中) ・「青少年健全育成に協力する店」協力店舗登録 214店 ・3月19日に県西地方総合事務所県民生活課と合同で、図書等の自動販売機の立ち入り調査を実施し、販売に相応しくないビデオ等を撤去させることができた。 ・「青少年健全育成に協力する店」の協力推進活動の結果、新たに21店舗が登録し事業に対する理解が得られてきている。	・図書等の自動販売機の設置については、届出制をとっているため、届出があれば受理せざるを得ない。しかし、中身については、今後も県や警察と連携を図りながら定期的に点検し、環境浄化に努める。 ・街頭巡回をしていると、青少年相談員が入店し巡回することを拒まれることがある。今後も「青少年健全育成に協力する店」の趣旨を周知し、協力推進活動を継続していく。	継続実施
147	都市公園整備事業 (ゆったりトイレ整備)	幼児に限らず、高齢者、障害者の方も利用することができる、地域住民の憩いの場を提供するバリアフリー対策として、段差解消、ゆったりトイレの整備を推進する。 (実施方針) 最も身近な公園としての機能を発揮できるよう配置・整備していく。 (対象) 区画整理事業地内の街区公園(南部地区:14か所、北西部地区:8か所)その他都市公園	整備する公園すべてにおいて実施	都市計画課	仮称3-2街区公園(南部第三土地区画整理地内)にゆったりトイレを設置	健康遊具(3基)を設置したことにより、児童に限らず地域住民も利用できる、憩いの公園となった。	継続実施
148	持続可能な社会の構築	環境負荷を軽減することで、次世代に豊かな自然環境を残し、快適な住環境を構築する。 ・不法投棄等監視事業 ・合併処理浄化槽設置費補助事業 ・資源物分別収集事業 ・ISO14001推進事業 ・ゴミ減量化対策事業 (実施方針) 市民の環境に対する意識の向上を図る。 (対象) 全市・全市民	継続	生活環境課	各事業について概ね順調に進捗している。	不法投棄、分別収集、ごみ減量化については、更に徹底していく。	継続実施
149	育児・介護休業制度の周知	事業主・雇用者双方に、広報、市のホームページなどを活用して、制度の周知を図る。 (対象) 事業所、市民	実施	【複】商・介・社 商工観光課 介護福祉課 社会福祉課	未実施	結城市HPに掲載し、啓発すると共に、商工会議所との連携を図りたい。	実施に向け検討
150	家族にやさしい企業づくりに関する情報提供	事業主に対し、家族にやさしい企業づくりを支援する各種助成金等に関する情報提供を行う。 (対象) 事業所	実施	【複】商・社 商工観光課 社会福祉課	未実施	結城市HPに掲載し、啓発すると共に、商工会議所との連携を図りたい。	実施に向け検討
151	求人情報の提供	ハローワーク求人情報を市役所正面玄関に掲示する。 (実施方針) 設置箇所の増設を検討する。 (対象) 求職中の全市民	設置箇所 3か所	商工観光課	毎週1回ハローワークより送られてくる求人情報を市役所玄関前、結城商工会議所、市民情報センターの3箇所に設置している。	求人情報を掲載することにより、就職の機会を増やすことができた。 今後も引き続き、事業を継続し雇用拡大に向けて、情報提供を行う。	継続実施
152	雇用対策事業	パソコンの基礎的技術の向上とともに、インターネットを利用して誰もが求人情報等を閲覧できるようにすることで、再就職を推進する。自由に使用できるパソコンを商工観光課内に「消費者向けパソコン」を設置し、午前9時～午後4時半まで使用が可能となっている。 (実施方針) 市の広報誌やホームページを利用して「消費者向けパソコン」の存在をアピールし、効率的に情報を収集できる環境を整えていく。 (対象) 求職中の全市民	継続	商工観光課	継続してパソコン1台を設置しているが、各家庭へのパソコン普及率の上昇に伴い利用者は少なかった。	利用者は少ないが、今後も継続的に設置をしておき、求人情報の取得ができるようする。	継続実施
153	次世代育成支援対策推進協議会	次世代育成支援に関わる活動を行う関係者・関係機関により、各年度の実施内容の点検および意見交換を行う。	設置	社会福祉課	年1回実施 平成17年度の事業実績報告	今後は、実績の報告のみならず、今後推進すべき主な事業についても検討していきたい。	継続実施
154	次世代育成支援対策庁内推進会議	庁内における関係各課で構成し、本行動計画に基づく事業の実施状況の点検および意見交換を行う。	設置	社会福祉課	各課別調書により実施状況を把握している。	特に庁内の推進会議を設置せずに、実績は各課毎に、また推進委員会の議事録を各課に回付する。	継続実施

	事業名等	概要	目標(H21)	担当課	平成18年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
155	実施状況の公表	市広報、市ホームページを通して、毎年度の計画の進捗状況を公表する。	実施	社会福祉課	窓口での配付及びホームページへ掲載し公表している。	市民の皆様に進捗状況を伝えることができた。	継続実施